

合志市放課後児童クラブ運営業務委託 プロポーザル審査基準

1. 基本事項

放課後児童クラブの運営業務を委託する事業者を公募により募集し、合志市放課後児童クラブ運営業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査し、決定する。

審査点は、別紙「合志市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査基準表」（以下、「基準表」という。）に従い採点を行う。

2. 配点

評価項目の配点の合計点は 200 点とする。

3. 審査点の算出

- （１）審査点の算出は、各審査者が採点した点数の合計を平均し算出する。
- （２）評価項目は、基準表に示す配点に応じて採点する。

4. 評価の方法

- （１）審査点を算出し、最も高い応募者を候補者として選定する。
- （２）審査点が最も高い応募者が複数ある場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加点もしくは減点を行い、合計得点の優劣を付け決定する。
- （３）満点の 5 割（100 点）を合格基準点とし、審査の結果、合格基準点に満たない応募者については、応募者が 1 者の場合であっても、受託候補者として選定しない。また、合格基準点を満たす応募者が 1 者もない場合は、いずれの応募者も候補者として選定しない。